

基準10 卸売業店舗に係る消防用設備等の取扱いに関する基準

- 1 令別表第1(4)項に掲げる物品販売業を営む店舗のうち、卸売業店舗で、次に適合するもの(1階以上の階を除く。)については、令第32条又は条例第46条の規定を適用し、スプリンクラー設備を設置しないことができるものとする。
 - (1) 主要構造部を耐火構造としたものであること。
 - (2) 床面積800㎡以内ごとに耐火構造の壁及び床で区画されていること。
 - (3) 壁及び天井の仕上げは、規則第13条第2項第1号イの規定に適合するもの(防火液、防火壁紙等で表面処理する等難燃措置を施したものを含む。)であること。ただし、区画面積を200㎡以内とした部分については、この限りでない。
 - (4) 区画する壁及び床の開口部の面積は、規則第13条第2項第1号ロの規定に適合するものであり、当該開口部には、同号ハの規定に適合する特定防火設備である防火戸(防火シャッターを含む。)又は同号ハの規定の例による防火戸(特定防火設備を除く。)が設けられていること。ただし、避難経路となる部分の開口部に上記の特定防火設備である防火戸(防火シャッターは、当該シャッターに近接して同号ハ(ロ)の規定に適合する特定防火設備である防火戸が付置されているものに限る。)が設けられている場合は、区画する壁及び床の開口部の面積の合計を20㎡以下とし、かつ、1の開口部の面積を10㎡以下とすることができる。
 - (5) 建基令第122条及び第123条の規定に適合する避難階段が設けられていること。
 - (6) 避難階における屋外への出入口については、建基令第125条の規定に適合するものであること。
 - (7) 売場又は商品陳列場が存する階のうち、当該売場又は商品陳列場の床面積が150㎡以上のものには、1.2m(売場又は商品陳列場の床面積が600㎡以上のものには、1.8m)以上の幅員の主要避難通路が屋外へ通ずる避難口又は階段に直通して避難上有効に1以上確保されていること。ただし、商品陳列場の陳列台等の設置が避難上支障がない場合には、主要避難通路を設けないことができる。
 - (8) 当該部分の存する階における廊下、階段その他避難上有効な通路の床面積の合計が、地階又は無窓階は、当該階の床面積の50%以上、その他の階は40%以上であること。
 - (9) 当該卸売業店舗に設ける消火器の能力単位の数値は、規則第6条に定める数値の1.5倍とするほか、各階に設ける消火器の能力単位の数値の合計数の1/2以上は、水系の消火器(水消火器、強化液消火器又は泡消火器)とすること。
 - (10) 建基令第112条第9項及び第15項の規定による区画がなされていること。
 - (11) 露出配線は、不燃材料で被覆されている等延焼防止上有効な措置が講じられていること。
 - (12) 当該卸売業店舗内に使用されているカーテン、幕、展示用合板等の防火対象物品の防火性能及び防火表示は適正であること。
 - (13) 当該卸売業店舗内には、プロパンガスボンベ及び裸火の持ち込み並びに使用が禁止され、かつ、防火管理体制が徹底していること。
- 2 卸売業店舗で、前項各号に適合するものは、令第32条又は条例第46条の規定を適用し、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、非常警報設備、排煙設備及び非常コンセント設備の非常電源を、非常電源専用受電設備によることができる。

注1 令別表第1(4)項に掲げる物品販売業を営む店舗とは、物品販売を反復継続して行っている次の小売業店舗又は卸売業店舗をいう。

(1) 小売業店舗とは、百貨店、スーパーマーケットを始めとし、一般消費者を対象として物品販売を行うもので、売場、展示場、荷さばき室、商品倉庫、食堂又は事務室等で用途構成されているものをいう。

(2) 卸売業店舗とは、一般消費者の利用の有無にかかわらず、主として卸売業者、小売業者を対象に物品販売を行うもので、売場、展示場、荷さばき室、商品倉庫、商談室、事務室等の用途で構成されているものをいう。ただし、卸売業店舗のうち、一般消費者の利用がなく、売場及び展示場が、事務室等を介して設けられるなど、不特定の者が自由に出入りできない形態であるものを除くものとする（ただし書の規定を適用したものについては、令別表第1（15）項に掲げる防火対象物として取り扱うものとする。）。

注2 第1項第7号ただし書の「避難上支障がない場合」とは、売場又は商品陳列場に陳列台、商品ケース等が設置されていない場合又はこれと同等の場合であって、避難の際障害となるおそれがないと認められる場合をいう。

注3 第1項第8号の避難上有効な通路の床面積は、注2に該当する場合は、十分に確保されているものとみなす。